

～世界中の"好き"を加速する～

アジャイルメディア・ネットワーク株式会社

証券コード：6573



Agile Media
Network

第18期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年3月28日（金）午前10時

（受付開始：午前9時30分）

開催場所

東京都港区浜松町1-26-1 味覚糖UHA館

味覚糖UHA館

TKP浜松町カンファレンスセンター

カンファレンスルーム6A

（裏表紙のご案内図をご参照ください）

目次

第18期定時株主総会招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件①

第2号議案 定款の一部変更の件②

第3号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）3名選任の件



証券コード 6573
2025年3月13日
(電子提供措置の開始日 2025年3月6日)

株 主 各 位

東京都港区芝大門二丁目3番6号
アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
代表取締役社長 寺 本 直 樹

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第18期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト <https://agilemedia.jp/ir/news>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

・東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

株主総会へのご来場については、ご自身の健康状態をご考慮のうえ、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。また、当日ご出席されない場合、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使が可能です。P3「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、2025年3月27日（木曜日）午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区浜松町1-26-1 味覚糖UHA館
味覚糖UHA館TKP浜松町カンファレンスセンター カンファレンスルーム6A
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第18期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

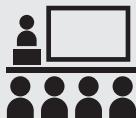
- 決議事項** 第1号議案 定款の一部変更の件①
第2号議案 定款の一部変更の件②
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき「連結株主資本等変動計算書、株主資本等変動計算書、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表」を記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年3月28日（金曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年3月27日（木曜日）午後7時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2025年3月27日（木曜日）午後7時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権
行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後7時まで

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

！ ご注意事項

- ① 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ④ インターネットのご利用環境、ご加入サービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 9:00~21:00

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただく方は「次へ進む」ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを終了してください。

次へ進む

<その他ご案内>

- 招集ご通知書の電子配信ご利用のお客様の確定手続きは必ずご確認ください。
- 招集ご通知書の電子配信を行っている銘柄をご所有の方で、すでに登録いただいたメールアドレスなどの変更・電子配信の中止を希望される方は、ご登録をキャンセルしてください。
- 住所変更や発行株数等の異動事項などの用語注釈のご依頼はご登録をキャンセルしてください。

クリック

「次へ進む」をクリック

2. ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは「招集ご通知電子メール」に記載されています。招集ご通知電子メール（電子メール）を参照してください。

入力

議決権行使コード:

クリック

ログイン

閉じる

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力し、「次へ進む」ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用してください。
- パスワードをお忘れの場合は「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックしてください。

入力

パスワード: ソフトウェアキーボード

クリック

次へ

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）におけるわが国の経済においては、個人消費やインバウンド需要の回復が見られました。また企業の設備投資も増加傾向にあり、日経平均株価が史上最高値を更新するなど回復基調を維持しました。しかし、円安や人手不足、欧米金融引き締めや中国の成長減速による海外景気の鈍化が逆風となり、経済成長には停滞感が見られます。

このような状況のなか、当連結会計年度においては、前年度までの業績不振から脱却するための諸施策、特にM&A及び新規事業の積極展開が効果を上げたことから、売上高については前年同期と比べて大きく増加いたしました。

利益については、継続的なコスト削減が功を奏し、特に販売費及び一般管理費を前年同期と比べて大きく削減したことで、営業損失は減少しております。

また特別損益区分においては、損害賠償請求訴訟の一部和解による特別利益が発生した一方で、減損損失による特別損失が発生しております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は455,521千円（前年比57.4%増）となりました。営業損失は301,962千円（前期は営業損失427,375千円）、経常損失は320,539千円（前期は経常損失439,211千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は337,676千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失491,495千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施致しました設備投資等の総額は4,555千円であり、その主な内容は、当社での建物付属設備の増加、子会社でのソフトウェア投資による支出であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、第10回新株予約権が行使されたことにより新株式を発行したことで210百万円、第11回新株予約権が行使されたことにより新株式を発行したことで116百万円、第13回新株予約権が行使されたことにより新株式を発行したことで201百万円を調達しました。これらの資金使途は、今後の当社の成長に寄与する資本業務提携への出資やM&A資金に充当しております。

(4) 対処すべき課題

① 不適切な資金流用及び会計処理への再発防止策の徹底

当社は、2021年6月16日付「2021年12月期第1四半期報告書の提出期限の延長（再延長）に係る承認申請書提出のお知らせ」及び同年6月21日付「第三者委員会の最終調査報告書公表及び役員報酬の減額に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、第三者委員会による調査の結果、元役員による不適切な資金流用が行われていたこと、及びその後の社内調査により、ソフトウェア資産において不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。

当社は、本事案を受け、第三者委員会の最終調査報告書による原因分析及び提言を真摯に受け止め、再発防止策を策定し、継続して運用をおこなってまいりました。しかしながら、2022年1月、当社台湾子会社ならびに当社の過去の取引において新たに不適切な会計処理が発覚し、2022年2月1日付「第三者委員会の設置及び2021年12月期決算発表の延期に関するお知らせ」にて開示のとおり、前回調査で発覚しなかった疑義について、再度、第三者委員会を設置し調査を実施いたしました。調査結果については、2022年4月11日付「第三者委員会の調査報告書の公表について」にて開示しております。

これら2回の調査結果では、取締役会や監査役による業務執行に対する監督機能及び牽制機能の機能不全、内部監査の不足、社内規程及び業務フローの不備並びにこれらの運用方法の周知不足、役職員のコンプライアンス意識の欠如など、内部管理体制等の不備が一連の不祥事の原因であることが明らかにされました。また、当社の内部管理体制等に改善の必要性が高いと認められ、2022年6月16日付で、当社株式は東京証券取引所から特設注意市場銘柄の指定を受けました。

当社は、これらの2度にわたる第三者委員会の調査報告の結果と特設注意市場銘柄の指定を重く受け止め、2022年9月30日付「「改善計画・状況報告書」の公表について」にてお知らせのとおり、以下の再発防止策を策定し、コーポレートガバナンスの強化、内部管理体制の整備等、再発防止策の実施に真摯に取り組みました。2023年6月16日、これら再発防止策の実施状況や今後の改善策の運用方針等を取りまとめた「内部管理体制確認書」を東京証券取引所に提出したところ、経営体制の刷新や監査等委員会設置会社への移行を始めとした内部管理体制の改善が認められ、2023年8月30日付で、特設注意市場銘柄の指定を解除されることができました。

当社は、この一連の不祥事により、株主、投資家及び取引先などステークホルダーの皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを忘れず、今後も内部管理体制を常に見直し、体制の整備・強化を継続するとともに、当社グループ一丸となって、企業価値の向上に向け全力を尽くしてまいります。

(1) コーポレートガバナンス体制の強化

① 監査等委員会設置会社への移行

取締役会の中に社外役員を中心とした監査等委員会を設置することで、監査等委員である取締役も取締役会の決議に参加することとなり、取締役の議案に対する関心を高め、強い監督・牽制機能を発揮できる体制を構築する。

② ガバナンス強化委員会の設置

取締役会における重要な意思決定事項やプロセスが適切であるかを確認し、取締役会の諮問機関として客観的かつ合理的な助言を行うことを目的とする。

③ 役員選任基準や適合状況の検討フローの見直し

役員選任のガイドラインを策定するとともに、任意の指名委員会を設置し、役員の選解任プロセスの透明性を担保し、当社の適切な経営体制の構築を図る。社外役員の選定基準を策定ならびに策定後の継続的な見直しにより、十分な独立性と監督機能を有する社外役員を確保する。

④ 取締役会による監督機能強化

取締役会における決算報告の拡充及び報告基準の引き下げ等の報告内容の充実、取締役会議事録の内容充実・作成方法の改善を通じ、取締役会での議論を充実させ監督機能を強化する。

(2) コンプライアンス意識の徹底

① コンプライアンスを最優先した経営の実現

経営トップ自ら、コンプライアンス遵守が経営の最重要課題であることを再度明確にし、役職員に対して、継続してメッセージを発信する。

② 役職員に対するコンプライアンスの意識改革

コンプライアンス専任部署を設置し、コンプライアンス遵守状況に関するアンケートの実施、コンプライアンス研修やリスク管理研修を定期的実施することにより、役職員のコンプライアンス意識の維持向上を図る。

③ 職業倫理の確立

職業倫理を考慮した人事評価を行うことでコンプライアンス意識の向上を図る。

(3) 組織体制の再構築

① リスク管理体制の強化

コンプライアンスに関する企業文化改革及び全社横断的な内部統制システムの強化を目的として、経営トップ及び各部門長等から構成されるリスク管理委員会を設置する。

② 適切な権限配分の実現と権限集中の解消

管理体制を強化することにより、適切な権限配分を実現する。

③ 危機管理体制の強化

コンプライアンス違反等の不祥事が発生した際に、速やかに改善策を提示するための体制や規程、マニュアル等を整備する。

(4) 監査体制の強化

① 監査等委員との連携強化

三様監査として、会計監査人と監査等委員会、内部監査室の会合を行い情報交換を密にする他、内部監査室から監査等委員会へ内部監査業務の内容を報告させる体制を整備し、必要に応じて監査等委員会の指示に従い内部監査室が内部監査を実施するなど、内部監査室と監査等委員との連携の強化を図る。

② 内部監査体制の見直し

内部監査の体制強化のため、内部監査室の専任担当者を確保し、また、内部監査室員への定期的な教育や外部の専門家のサポート体制を構築し、内部監査体制の強化を図る。

③ 社内情報へのアクセス権限の見直し

監査等委員及び内部監査室が内部監査を遂行する上で必要な社内情報へのアクセス権限を見直し、内部監査をより機動的に遂行できる体制を整備する。

(5) 社内規程の整備・改訂及び業務フローの見直し

① 社内規程の包括的な見直しと社内周知の徹底

社内規程や業務フローなどに不備・不足があったために、資金流用などの意図的な不正が引き起こされたことを受け、職務権限規程、業務分掌規程、経理規程及びコンプライアンス規程等、不備、不足のあった規程の見直しを行うとともに、それら以外の規程についても一斉点検を実施し、必要な改定を行い速やかに社内に周知する。

② 社内改善分科会の立ち上げ

二度にわたる不祥事の要因の一つとして、社内規程や業務フローなどの不備・不足、それらの周知不足が考えられるため、社内規程や業務フローの内容を改善し、社員への周知の徹底を図る社内改善分科会を立ち上げる。

③ 経理部門の専門知識の向上

経理部門において当社に必要な会計専門知識を習得し、個別の会計処理の適否を検討できるよう、外部の会計専門家から研修を受けることのできる体制を整備する。

(6) 情報収集体制の強化

① 外部機関への内部通報窓口の設置

完全に中立な立場にある外部の内部通報窓口を設置することにより、内部通報をより適切に対処する体制を整備する。

② 内部通報制度の周知徹底

内部通報制度について定期的な社内研修を行い、また全社員集会などの会などの場での周知回数を増やす等により、役職員への周知を徹底する。

③ 内部通報に関する信頼の醸成

情報提供者の秘匿及び不利益な扱いの禁止について、規程へ明記し周知徹底することで、内部通報に関する信頼感を醸成する。

④ 役職員への定期的なアンケート調査

当社役職員へコンプライアンス違反についての定期的なアンケートを実施し、情報収集に努める。

(7) モニタリングの継続

上記具体策を実行するに当たり、監査等委員会を中心として定期進捗モニタリングにより、適時状況を把握し、改善に努める。

② アンバサダー事業（ファンマーケティング事業）の収益拡大及び事業多角化の推進

イ. 顧客基盤の拡大について

当社グループの主力事業であるアンバサダー事業は、これまで大手企業を中心でありましたが、2020年より中小企業向けのサービス提供を開始し、顧客基盤の拡大に取り組んでまいりました。2023年にはさらにここを強化すべく、既存顧客の声に応えた機能の追加やサービスの改善を行ってまいりました。そして、これまでは当社の基幹システム「アンバサダープラットフォーム」を軸としたファンコミュニティの提案が中心となっておりましたが、2024年は、マーケティング戦略上連携が求められやすいSNSアカウント運用やインフルエンサー活用などを組み合わせた提案活動を強化することで、顧客基盤の拡大を図ってまいりました。2024年4月には、インフルエンサー施策とアンバサダー事業のシナジーを見込みインフルエンサーマネジメントサービスの提供を開始し、顧客への提案、webサイトのリニューアル及びセミナーの開催といった営業活動を実施しております。

ロ. アンバサダープログラムのテクノロジー・ノウハウを活かした事業多角化の推進

当社は、主力商品である「アンバサダープログラム」の開発・運用の実績から、アンバサダーのクチコミ効果を分析する独自のテクノロジーや、アンバサダーの行動によるビジネス貢献の分析モデル等のノウハウを保有しています。今後、短期的に収益の黒字化を実現するために、これらのテクノロジーやノウハウとのシナジーが期待できる新しい事業分野への取り組みを推進してまいります。

当社はすでに当連結会計年度において「ECによる小売業」を開始し、また株式会社グローリーの子会社化により「幼児用教材事業」に進出して、それぞれに成果を上げています。

今後、エンターテインメント、旅行、消費財等の領域でのM&A及び新規事業への投資を通じて、事業の多角化を推進し、新たな収益源確保を推進してまいります。

ハ. アンバサダー事業との連携強化及び個人目線でのサービス展開の拡大

上記のとおり、当社は新たな収益源を確保するため、当社の主力事業であるアンバサダー事業でこれまでに得られたテクノロジーやノウハウを活かし、新規事業分野への取り組みを推進いたします。

例えばECによる小売業においては、小売販売による売上により収益を確保するコンシューマー向けECにおける一般的な形態であるECモール店舗から事業を開始した結果、2024年8月29日付「業績予想の修正に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、ECによる小売業の売上が好調に推移しております。

次のステップとして、商品提供元である企業や店舗経営者からの情報だけでなく、アンバサダー事業と親和性の強い「消費者に近い第三者の視点」からの情報であるアンバサダー、インフルエンサーによる「個人目線の推奨、レコメンデーション」による商品・サービス販売へと拡大していく予定です。

当社の主要事業であるアンバサダー事業との連携の強化を行いつつ、サービスの提供先を企業だけでなく一般の消費者・地方自治体等にも広げ「アンバサダー」のさらなる可能性を見出すとともに、当社のテクノ

ロジックと企画・運営ノウハウを活用した販促・購買支援、市場調査、商品開発など新たな収益性を見込めるサービス展開を検討しております。

③ 資本政策による財務基盤の安定化

当社は、当連結会計年度に、第三者割当による第11回、第12回及び第13回新株予約権の発行及び本新株予約権のうち一部の行使により、資本増強を図ってまいりました。

しかしながら依然として当社の資本は脆弱であると言え、業容拡大のための投資や安定的な事業運営のための資金調達の実施が不可欠であります。今後も資本政策について多角的な検討を進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2021年度 第15期	2022年度 第16期	2023年度 第17期	2024年度 (当連結会計年度) 第18期
売 上 高	632,900 千円	447,185 千円	289,350 千円	455,521 千円
経 常 損 失 (△)	△96,618 千円	△224,637 千円	△439,211 千円	△320,539 千円
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	△740,769 千円	△231,801 千円	△491,495 千円	△337,676 千円
1株当たり当期純損失 (△)	△99.25 円	△25.67 円	△27.06 円	△13.98 円
総 資 産	444,670 千円	437,045 千円	349,275 千円	557,571 千円
純 資 産	△368,559 千円	73,037 千円	111,395 千円	342,936 千円

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は2023年10月6日を効力発生日として、1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は親会社につき該当事項はありません。

なお主要株主（個人）及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社及び当該会社の子会社との間で当社は取引を行っております。これら取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ) 当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項

当該取引をするに当たっては、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないことに留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適切に決定しております。

ロ) 当該取引が当該株式会社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役会の判断及びその理由

当社は、独立性確保の観点を踏まえ、社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経た上で、当該取引の実施の可否を決定しております。

ハ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)
(連結子会社) 株式会社コンフィ	1,000千円	TikTokアカウント運用 代行サービス事業、 M&Aアドバイザリ事業	100.0
(連結子会社) papaya japan株式会社	20,000千円	アパレル事業	100.0
(連結子会社) and health株式会社	10,000千円	美容健康機器の製造販売	100.0
(連結子会社) 株式会社AGILE ENJIN ENTERTAINMENT	10,000千円	中国向けファンクラブ運 営事業	51.0
(連結子会社) 株式会社グローリー	13,000千円	幼児教育材の企画・製 造・販売事業	100.0
(連結子会社) 株式会社ミライル	1,000千円	コンタクトレンズの企 画・製造・販売事業	51.0

(連結子会社) 株式会社インプレストラベル	4,000千円	旅行事業	80.0
(連結子会社) 株式会社BEBOP	1,000千円	タレントマネジメント 事業、イベント企画・制 作・実施等事業	90.0

(7) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社は「世界中の“好き”を加速する」をビジョンに掲げ、クライアント企業の商品や製品・サービスのファンを対象に“クチコミ”（利用体験の発信・購入の推奨）の活性化や購買の促進を支援する様々なサービスを提供しております。

インターネット、スマートフォンの普及により人々の生活や企業の活動は大きく変化し、製品やサービスが高機能化・成熟化する中で、今までの企業の宣伝活動の中心であったテレビCMや新聞・雑誌広告だけでは、自社の製品やサービスの価値を十分に伝えることが困難な状況となりました。特に近年のSNSの発達により、個人がSNSを通じて発信する“クチコミ”が製品やサービスの購買選択に与える影響は著しく大きなものとなっております。

当社はこのような状況において、好きな企業、製品やサービスについて“自発的にクチコミ/推奨するファン”を「アンバサダー」と定義し、アンバサダーの情報発信力、運営ノウハウを活用し、分析テクノロジー、プロモーション、販売促進活動から商品開発を支援する「アンバサダー事業」を展開してまいりました。企業の取り組みや製品/サービスの価値を正しく伝えることが難しい時代において、「アンバサダー」を通じて製品やサービスの魅力が伝わる仕組みを提供することで、クライアント企業へ有益な情報を提供しマーケティング活動の推進に貢献することを目指しております。

その一方で、当社は、アンバサダーマーケティング事業のみに依存することに問題意識を持っており、新たな収益源を確保することが解消すべき課題であると認識しておりました。

デジタルトランスフォーメーションの進展に伴い、消費者の行動があらゆる面でデジタルにシフトしている現在の状況においては、当社がこれまでアンバサダー事業によって培ってきた最先端の専門技術とノウハウを活かし、大きな成長を見込めるステージであると考えております。

子会社を含めた当社グループとしては、さらに積極的にM&Aや業務提携に取り組み、製造販売業・ECによる小売業・旅行・エンターテインメントなどの事業の多角化を推進することで、一層の収益拡大を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

(8) 主要な営業所及び子会社（2024年12月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区

② 子会社

名 称	所 在 地
株 式 会 社 コ ン フ ィ	東京都港区
papaya japan 株 式 会 社	東京都港区
and health 株 式 会 社	東京都港区
株式会社AGILE ENJIN ENTERTAINMENT	東京都港区
株 式 会 社 グ ロ ー リ ー	神奈川県綾瀬市
株 式 会 社 ミ ラ イ ル	東京都港区
株式会社インプレストラベル	東京都港区
株 式 会 社 BEBOP	東京都港区

(9) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況 30名 (前期比13名減)

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
24名	△8名	38歳	4.8年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2024年12月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
西武信用金庫	39,720
株式会社商工組合中央金庫	98,079

2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 86,777,280株

(2) 発行済株式の総数 28,575,720株

(3) 株主数 7,344名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社玉光堂	2,980,879 株	10.43 %
株式会社ウエルネスジャパン	1,113,000	3.89
BNYM SA/INV FOR BNYM FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	1,035,600	3.62
株式会社NANA produce	985,300	3.44
株式会社エムエス商店	770,000	2.69
楽天証券株式会社	763,900	2.67
東京書店株式会社	633,400	2.21
株式会社精美堂	481,400	1.68
井上 恵介	400,000	1.39
梅田 龍弘	325,200	1.13

(5) その他株式に関する重要な事項

2024年10月31日開催の取締役会において、SAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTD、株式会社エムエス商店、JIA証券株式会社、若杉小夜香氏及び百瀬田成氏を割当予定先とする第三者割当による第11回新株予約権、寺本直樹氏及び野口敦司氏を割当予定先とする第三者割当による第12回新株予約権、並びにLong Corridor Alpha Opportunities Master Fund 及び MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPCを割当予定先とする第三者割当による行使価額修正条項付第13回新株予約権の発行を決議し、複数の割当先による新株予約権の行使があったことにより、発行済み株式の総数が6,351,300株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2024年12月31日現在）

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に使用人及び子会社の会社役員及び使用人に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年12月31日現在)

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺 本 直 樹	株式会社コンフィ 代表取締役 papaya japan株式会社 代表取締役 and health株式会社 代表取締役 株式会社ミライル 代表取締役 株式会社BEBOP 代表取締役
取 締 役 C F O	野 口 敦 司	野口公認会計士事務所 所長 野口敦司税理士事務所 所長 株式会社グローリー 取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	瀬 川 千 鶴	フィンツ法律事務所 所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	吉 岡 剛	奥野総合法律事務所パートナー弁護士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 石 彩 萌	小石彩萌公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 当社は、取締役寺本直樹氏、取締役野口敦司氏、取締役松宮優紀子氏、取締役瀬川千鶴氏、取締役吉岡剛氏及び取締役小石彩萌氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。
2. 取締役瀬川千鶴氏、取締役吉岡剛氏及び取締役小石彩萌氏は社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、瀬川千鶴氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員の小石彩萌氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役瀬川千鶴氏、取締役吉岡剛氏及び取締役小石彩萌氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中に辞任した取締役

氏名	辞任日	辞任時の地位及び重要な兼職の状況
松宮 優紀子	2024年7月31日	当社 取締役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定に関する規定を設けております。当該定款に基づき職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。

ただし、当該保険契約には、被保険者の違法な私利私欲の供与、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社およびその子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役に対する報酬は、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内で、監査等委員を除く取締役は取締役会の決議で、監査等委員である取締役は監査等委員である取締役の協議で、それぞれ報酬の決定方針及び具体的な金額等を決定しております。

当社の役員報酬は、毎月定額にて支給される基本報酬（固定報酬）としております。現在は、業績連動報酬は設けておりませんが、基本報酬は国内の同業種や同規模の他企業の水準を参考のうえ、当社及び担当部門の業績、従業員の賃金水準などを勘案して毎年定時株主総会後の取締役会において決定しております。経常利益は、企業業績を適切かつ客観的に表す一般的な指標であり、また当社は売上高経常利益率を目標とする指標の1つとしていることから、役員報酬の指標としております。

当事業年度における個々の役員の報酬額については、株主総会で決議された報酬の枠内で2024年3月28日の取締役会の決議並びに2024年4月19日の監査等委員である取締役の協議によりそれぞれの能力、貢献度、期待度を勘案して決定いたしているため、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

また、取締役会は、監査等委員である社外取締役3名が出席して役員報酬の決定基準の遵守状況を適切に監督しており、客観性・透明性は確保しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議は、2022年8月9日開催の臨時株主総会において、取締役（当時の取締役員数は3名。監査等委員である取締役を除く。）について年額100,000千円以内、監査等委員である取締役（当時の監査等委員である取締役員数は3名）の報酬限度額は年額15,000千円以内と決議いただいております。

③ 取締役の報酬等の総額

取締役（監査等委員を除く）	6名	23,368千円	（うち社外	1名	1千円）
取締役（監査等委員）	6名	8,269千円	（うち社外	6名	8,269千円）

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

取締役瀬川千鶴氏は、フィンツ法律事務所の所長であります。当社は同事務所と特別な関係はありません。

取締役吉岡剛氏は、奥野総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社は同事務所と特別な関係はありません。

取締役小石彩萌氏は、小石彩萌公認会計士事務所の所長であります。当社は同事務所と特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査等委員会への出席状況

役員氏名	取締役会		監査等委員会	
	出席数／開催数	出席率	出席数／開催数	出席率
取締役 (監査等委員) 野 口 敦 司	4回／4回	100%	5回／5回	100%
取締役 (監査等委員) 豊 嶋 秀 直	4回／4回	100%	5回／5回	100%
取締役 (監査等委員) 水 野 靖 彦	4回／4回	100%	5回／5回	100%
取締役 (監査等委員) 瀬 川 千 鶴	27回／27回	100%	9回／9回	100%
取締役 (監査等委員) 吉 岡 剛	27回／27回	100%	9回／9回	100%
取締役 (監査等委員) 小 石 彩 萌	25回／27回	93%	9回／9回	100%

(イ) 取締役会及び監査等委員会での発言状況等

取締役（監査等委員）野口敦司氏は、当事業年度において、2024年1月から3月までの在任中に開催された4回の取締役会及び5回の監査等委員会すべてに出席し、公認会計士として、財務及び会計に関する専門的知見により、客観的かつ中立な立場から適宜意見の表明を行っております。

取締役（監査等委員）豊嶋秀直氏は、当事業年度において、2024年1月から3月までの在任中に開催された4回の取締役会及び5回の監査等委員会すべてに出席し、弁護士として法務に関する豊富な経験と幅広い見識により、客観的かつ中立な立場から適宜意見の表明を行っております。

取締役（監査等委員）水野靖彦氏は、当事業年度において、2024年1月から3月までの在任中に開催された4回の取締役会及び5回の監査等委員会すべてに出席し、事業会社における長年の管理部門責

任者並びに役員としての豊富な経験と幅広い見識により、客観的かつ中立な立場から適宜意見の表明を行っております。

取締役（監査等委員）瀬川千鶴氏は、当事業年度において、在任中に開催された27回の取締役会及び9回の監査等委員会すべてに出席し、法務に関する豊富な経験と幅広い見識により、客観的かつ中立な立場から適宜意見の表明を行っております。

取締役（監査等委員）吉岡剛氏は、当事業年度において、在任中に開催された27回の取締役会及び9回の監査等委員会すべてに出席し、法務に関する豊富な経験と幅広い見識により、客観的かつ中立な立場から適宜意見の表明を行っております。

取締役（監査等委員）小石彩萌氏は、当事業年度において、在任中に開催された27回の取締役会中25回に出席し、また9回開催された監査等委員会すべてに出席し、公認会計士として、財務及び会計に関する専門的知見により、客観的かつ中立な立場から適宜意見の表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 KDA監査法人

(注) 2024年3月28日開催の第17期定時株主総会において、新たにKDA監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった監査法人アリアは退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	20,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などを確認し、必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役の職務執行を監査する権限を持つ監査等委員会を設置し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うことにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- 2) 取締役会における重要な意思決定やそのプロセスが適切であるかを確認し、取締役会の諮問機関として客観的かつ合理的な助言を行うことを目的に、ガバナンス強化委員会を設置する。
- 3) 取締役の選解任プロセスの透明性を担保し、当社の適切な経営体制の構築と継続に資することを目的に、任意の指名委員会を設置する。
- 4) コンプライアンス専任部署の設置、コンプライアンス規程を制定し法令、定款の内容と共に全社に周知・徹底することを通じ、当社役職員のコンプライアンス意識の向上を図る。
- 5) コンプライアンス専任部署の主導によりコンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- 6) 外部の内部通報窓口を設置するとともに、社内の内部通報窓口として業務執行部門から独立した監査等委員会事務局が通報対応を行うことにより通報者に不利益が生じない体制としている。
- 7) 組織全体において、反社会的勢力と一切の関わりを持たず、不当な要求を排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。
- 8) 「1. 企業集団の現況に関する事項 (4) 対処すべき課題」に記載の通り、過去2度に渡る不適切事例を受け、職務権限規程、業務分掌規程、経理規程及びコンプライアンス規程等、必要な規程・管理資料等の各種規定を全面的に見直し、刷新している。また、経営トップ自らコンプライアンス遵守が経営の最重要課題であることを再度明確にし、コンプライアンス教育、継続したメッセージの発信等を行うとともに、コンプライアンス違反事実の把握から改善施策の実行に至る迄の実効性を高めるために、規程等の刷新、組織体制の再構築を行っている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令、機密管理規程、文書管理規程等によって保存部署及び保存期限を定め、適切に保存及び管理を行う。
- 2) 取締役及び監査等委員は、これらの情報を、いつでも閲覧できるものとする。
- 3) 取締役会資料作成マニュアルを見直し、各議案や報告事項に必要な資料を特定し、より正確かつ深度ある情報を基に取締役会での意思決定が行える体制を構築し運用する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスク管理委員会を設置し全社的なリスクの洗い出し・評価を行い、重大なインシデント等に対する機敏な対応を行うこと、リスク管理規程を制定し全社に周知・徹底すると共に、各部門との情報共有を図ること等を通じ、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直す。
- 2) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- 2) 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社の一部の取締役は、当社の取締役が兼務することにより、グループ内での方針・情報の共有化と伝達を効率的に実施する。
- 2) グループ全体のコーポレートガバナンスを実践するために、当社各部門はグループ全体の内部統制システム構築の指導・支援を実施すると共に、適法・適正で効率的な事業運営を管理・監査する。
- 3) 当社内部監査担当者は、当社及び子会社の内部監査を実施し、業務の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査等委員会が補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえこれを任命し、補助業務に当たらせる。
- 2) 補助使用人は、監査等委員会を補助するための業務に関し、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとし、監査等委員会の指揮・命令にのみ服する。
- 3) 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査等委員会の同

意を得るものとする。

⑧ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制

- 1) 監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
- 2) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実その他会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、速やかに当社の監査等委員会に報告する。
- 3) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びそれらの内容を監査等委員会に報告する体制を整備するものとする。
- 4) 内部監査室から監査等委員会に対して、内部監査報告書を提出し内部監査の計画・手続・結果等の報告を行う。必要に応じて監査等委員会は、内部監査室に指示を行い内部監査の実効性を確保する。また、定期的に監査等委員会、内部監査室、会計監査人の三者でコミュニケーションを行い連携をはかる。

⑨ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社では、監査等委員会への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行わないよう周知・徹底する。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員会は、法令に従い、社外監査等委員を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。
- 2) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
- 3) 監査等委員会は、取締役等及び使用人の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧することができ、内容説明を求めることができる。
- 4) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

- 5) 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- 6) 前期より監査等委員会設置会社に移行し、議決権の行使等を通じた取締役会の監督機能の強化、監査等委員会の過半数を社外委員とすることによる独立性の強化等を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況（2024年）は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

過去2回の不適切事例を受け、2022年12月期中に行った役員体制の刷新及び監査等委員会設置会社への移行を通じ、取締役会の監督強化、取締役の半数以上を社外取締役とすることによる独立性の強化など、業務の適正を確保するための体制を構築、維持している。さらに同期末に取締役CFOを追加で選任し、コーポレートガバナンス体制の強化と当社事業の更なる推進を目的とした役員体制を構築している。

また、2022年12月期中に職務権限規程、業務分掌規程、経理規程及びコンプライアンス規程等、必要な規程・管理資料等の各種規定を全面的に刷新し運用を開始したが、前期に引き続き今期も改めてそれら諸規程の見直しを行い、より適切な内容への更新を行った。

さらに、経営トップ自らコンプライアンス遵守が経営の最重要課題であることを再度明確にし、コンプライアンス教育、継続したメッセージの発信等を行った。

② コンプライアンス

当社はコンプライアンスの徹底や意識向上を図るため、役員からのコンプライアンスに関する全社員向けスピーチ、全役職員を対象としたeラーニングによるコンプライアンス研修、コンプライアンス遵守状況の取締役会への報告を行った。これらの取り組みは継続し、さらなるコンプライアンスの徹底や意識向上を図っている。

また、外部機関に内部通報窓口を設置するとともに、ポスターの掲示や携帯用カードの配布、社内会合での繰り返し周知等を行い、内部通報制度への理解を促し、制度の浸透を図っている。

さらに、役職員に対して、組織エンゲージメント、ハラスメント実態、コンプライアンス違反実態等に関する定期的なアンケート調査を行い、組織内でコンプライアンス上の問題点の早期発見に努めている。

③ ガバナンス強化委員会

当社は、2022年12月期に、公認会計士、弁護士等の財務・法務の専門家を委員としたガバナンス強

化委員会を設置した。主として取締役会における重要な意思決定事項やプロセスが適切であるかを確認し、取締役会の諮問機関として客観的かつ合理的な助言を行うことを目的とし、同委員会では、当社のリスク・ガバナンス管理体制の改善・強化のため活発な議論が行われている。

④ リスク管理体制

代表取締役社長を委員長とする全社横断的なメンバーで構成されるリスク管理委員会を設置し、定期的に委員会を開催することで、全社的なリスクを洗い出し、評価を行い、重大なインシデント等に対する機敏な対応を行うことに取り組んでいる。

⑤ 内部監査体制

内部監査室の人員強化を行うとともに、内部監査室から監査等委員会に対して、月次で内部監査報告書を提出し内部監査の計画・手続・結果等の報告を行っている。監査等委員会は、必要に応じて内部監査室に指示を行い内部監査の実効性を確保している。また、四半期毎に監査等委員会、内部監査室、会計監査人の三者でコミュニケーションを行い連携をはかっている。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	483,964	流 動 負 債	104,175
現 金 及 び 預 金	344,118	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	43,608
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	42,294	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	27,864
商 品 及 び 製 品	11,402	未 払 金	15,039
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	27,841	未 払 法 人 税 等	1,219
未 収 入 金	32,199	未 払 費 用	3,466
前 払 費 用	12,209	未 払 消 費 税 等	824
そ の 他 金	14,173	前 受 金	8,937
貸 倒 引 当 金	△275	そ の 他	3,215
固 定 資 産	73,607	固 定 負 債	110,460
有 形 固 定 資 産	1,097	長 期 借 入 金	110,460
建 物 及 び 構 築 物	0		
車 両 運 搬 具	1,097		
無 形 固 定 資 産	10,406	負 債 合 計	214,635
の れ ん	10,406	(純資産の部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	62,103	株 主 資 本	305,838
投 資 有 価 証 券	20,191	資 本 金	268,366
敷 金 及 び 保 証 金	31,848	資 本 剰 余 金	389,728
長 期 未 収 入 金	366,497	利 益 剰 余 金	△352,255
そ の 他	841	新 株 予 約 権	36,339
貸 倒 引 当 金	△357,275	非 支 配 株 主 持 分	758
		純 資 産 合 計	342,936
資 産 合 計	557,571	負 債 ・ 純 資 産 合 計	557,571

連 結 損 益 計 算 書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	455,521
売上原価	416,552
売上総利益	38,969
販売費及び一般管理費	340,931
営業外収益	301,962
受取利息	106
受取配当金	0
助成金収入	2,700
ポイント収入	474
その他	937
営業外費用	4,218
支払利息	2,680
株式交付費	20,064
その他	50
経常損失	22,795
特別利益	320,539
特別損失	78,500
減損損失	50,065
貸倒引当金繰入額	15,500
投資有価証券評価損	4,425
訴訟関連費用	19,625
税金等調整前当期純損失	89,615
法人税、住民税及び事業税	331,655
当期純損失	1,219
非支配株主に帰属する当期純利益	332,874
親会社株主に帰属する当期純損失	4,802
	337,676

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	804,463	1,133,257	△1,829,123	108,598
当期変動額				
新株の発行	267,458	267,458		534,917
資本金の減少	△803,556	803,556		-
欠損填補		△1,814,544	1,814,544	-
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△337,676	△337,676
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	△536,097	△743,529	△1,476,867	197,240
当期末残高	268,366	389,728	△352,255	305,838

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	8,231	△5,433	111,395
当期変動額			
新株の発行			534,917
資本金の減少			-
欠損填補			-
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△337,676
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28,108	6,192	34,300
当期変動額合計	28,108	6,192	231,540
当期末残高	36,339	758	342,936

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

当社グループは、過去継続した重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、債務超過の解消を目的として、第10回新株予約権の一部の行使、及び当連結会計年度に実施された第11回並びに第13回新株予約権の一部の行使により、資金調達を行った結果、当連結会計年度末において債務超過は解消されています。

しかし、当連結会計年度においても重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しております。

当社グループでは、当該事象または状況を解消するために、以下の施策を実施しております。

① 収益力の向上

(アンバサダープログラムのテクノロジー・ノウハウを活かした事業多角化の推進)

当社は、主力商品である「アンバサダープログラム」の開発・運用の実績から、アンバサダーのクチコミ効果を分析する独自のテクノロジーや、アンバサダーの行動によるビジネス貢献の分析モデル等のノウハウを保有しています。

今後、短期的に収益の黒字化を実現するために、これらのテクノロジーやノウハウとのシナジーが期待できる新しい事業分野への取り組みを行っています。

当社はすでに当連結会計年度において「ECによる小売業」を開始し、また株式会社グローリーの子会社化により「幼児用教材事業」に進出して、それぞれに成果を上げています。

今後、エンターテインメント、旅行、消費財等の領域でのM&A及び新規事業への投資を通じて、事業の多角化を推進し、新たな収益源確保を推進してまいります。

② 資本政策による財務基盤の安定化

当社は、当連結会計年度に、第三者割当による第11回、第12回及び第13回新株予約権の発行及び本新株予約権のうちの一部の行使により、資本増強を図ってまいりました。

しかしながら依然として当社の資本は脆弱であると言え、業容拡大のための投資や安定的な事業運営のための資金調達の実施が不可欠であります。今後も資本政策について多角的な検討を進めてまいります。

しかしながら、これらの対応策は、今後の経済情勢等により収益が計画通り改善しない可能性があることや、資本政策はご支援いただく利害関係者の皆様のご意向に左右されるものであり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

8社

主要な連結子会社の名称

株式会社コンフィ

papaya japan株式会社

and health株式会社

株式会社AGILE ENJIN ENTERTAINMENT

株式会社グローリー

株式会社ミライル

株式会社BEBOP

株式会社インプレストラベル

当連結会計年度中に、株式会社グローリー、株式会社インプレストラベルの株式を取得したことに伴い同社らを連結の範囲に含めております。株式会社ミライル、株式会社BEBOPを設立したことに伴い、同社らを連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社名

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

ア) 商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

イ) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
車両運搬具	4年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の及ぶ期間（10年以内）にわたって均等償却を行っております。

5. 会計方針の変更

該当事項はありません。

表示方法の変更

(表示方法に関する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「その他」に含まれておりました「未収入金」については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度は、区分掲記することとしております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「利子補給金」については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

重要な会計上の見積りに関する注記

①のれん

当期において連結子会社を取得したことにより、当連結会計年度の連結貸借対照表において、のれん10,406千円を計上しております。

当該子会社に収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、割引前キャッシュフローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失認識の要否を判定しております。

減損損失認識の要否の判定には、今後の事業計画に基づく見積りキャッシュ・フロー等の仮定が用いられております。なお、当該判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、翌期以降の事業計画に基づいているため、将来の経営環境の変化等により事業計画に用いた仮定の見直しが必要になった際は、将来キャッシュ・フローの見直しが必要になり、重要な影響が生じた場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

①有形固定資産の減価償却累計額 6,723千円

有形固定資産の減損損失累計額については、連結貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

②不正行為に関連して発生したものが、次のとおり含まれております。

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
長期未収入金	366,486千円
貸倒引当金	357,264千円

連結損益計算書に関する注記

①販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
役員報酬	31,637千円
給料手当	73,529千円
支払手数料	63,153千円

② 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	減損損失 (千円)
事業用資産	アジャイルメディア・ネットワーク株式会社 (東京都港区)	建物付属設備	3,194
事業用資産	アジャイルメディア・ネットワーク株式会社 (東京都港区)	長期前払費用	41,570
事業用資産	株式会社インプレストラベル (東京都港区)	ソフトウェア	200
その他	株式会社グローリー (神奈川県綾瀬市)	のれん	5,100

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	22,224,420	6,351,300	—	28,575,720

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 6,351,300株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	第6回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	9,000株	6,098,922株	22,321,700株	600,000株	3,570,000株
新株予約権の残高	50個	19,179個	223,217個	6,000個	35,700個

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を投資家からのエクイティファイナンス及び銀行借入によって調達しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び電子記録債務はそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に金利変動のリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等にかかるリスク）の管理

営業債権及び敷金及び保証金については、取引開始時に取引先の信用判定を行うと共に、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。また、契約更新時その他適宜取引先の信用状態の把握に努めております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰表を作成・更新すると共に、適切な手許流動性を確保すること等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金及び保証金	31,848	31,845	△3
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	138,324	136,022	△2,301

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券(非上場株式)	20,191

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	31,845	-	31,845
長期借入金	-	136,022	-	136,022

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、想定した賃貸契約期間に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計	調整額	連結財務諸 表計上額
	アンバサダ ー事業	製 造 販 売 業	小売業	計				
売上高								
顧客との契 約から生じる 収益	293,314	45,660	116,392	455,367	154	455,521	—	455,521
その他の収 益	—	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客へ の売上高	293,314	45,660	116,392	455,367	154	455,521	—	455,521
セグメント 間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	293,314	45,660	116,392	455,367	154	455,521	—	455,521

(注) その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

(2)収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	43,895
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	42,294
契約負債（期首残高）	10,745
契約負債（期末残高）	8,937

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	10円70銭
1株当たり当期純損失	△13円98銭

重要な後発事象に関する注記

I.株式取得による会社等の買収

当社は、2025年1月20日開催の取締役会において、有限会社辻元の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2025年1月20日に株式譲渡契約を締結し、2025年1月30日付で全株式を取得しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：有限会社辻元

事業の内容：酒類の販売

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループはECによる小売業において様々な商品のネット販売を行っており、有限会社辻元が所有する旧酒販免許を取得し、酒類を販売するためであります。

(3) 企業結合日

2025年1月30日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 300円

取得原価 300円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 5,000千円

役員借入金の返済のための貸付 10,000千円

4. 支払資金の調達方法

第三者割当増資による資金調達

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

II.新株予約権の行使による増資

2025年1月1日から同年2月13日までの間に、第13回新株予約権（2024年11月18日発行）の一部について以下の通り権利行使が行われております。

(1)行使された新株予約権の個数	8,700個
(2)発行した株式の種類及び株式数	普通株式 870,000株
(3)行使価額の総額	55百万円
(4)資本金増加額	28百万円
(5)資本準備金増加額	28百万円

(注) 1. (4)資本金増加額及び(5)資本準備金増加額には、新株予約権の振替額0百万円がそれぞれ含まれております。

2. 上記の新株予約権の行使による新株の発行の結果、2025年2月13日現在の発行済株式総数は29,445,720株、資本金は296百万円、資本剰余金は417百万円となっております。

企業結合に関する注記

1 株式取得による会社等の買収

当社は、2024年7月29日開催の取締役会において、株式会社グローリーの全株式を取得し、同社を子会社化することを決議いたしました。同日付で株式譲渡契約を締結し、2024年7月31日付で株式の取得を完了しております。

(1) 株式取得の目的

株式会社グローリーは、神奈川県綾瀬市に本社を置き、幼児教育材（絵本、玩具、屋内外遊具等）の企画並びに製作、販売、およびその関連業務を展開している企業であります。同社を当社グループの一員とすることで、当社が長年培ってきた営業現場におけるIR活用ノウハウとSNSマーケティングによる提供サービスの拡充により、同社事業のさらなる拡大が十分見込めることから株式を取得することといたしました。

(2) 株式取得の相手方の名称

株式会社みっとめるへん社

(3) 買収する会社の名称、事業内容、規模

名称 株式会社グローリー

事業内容 幼児教育材（絵本、玩具、屋内外遊具等）の企画並びに製作、販売、およびその関連業務

規模（2023年6月期）

資本金 3百万円

総資産 14百万円

純資産 2百万円

(4) 株式取得の時期

2024年7月31日

(5) 取得する株式の数、取得後の持分比率、取得価額

取得株式数 260株

取得後の持分比率 100%

(6) 支払資金の調達方法

自己資金

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	457,215	流動負債	71,933
現金及び預金	329,479	買掛金	16,374
売掛金	30,000	1年内返済予定の長期借入金	27,444
未収入金	34,892	未払金	12,555
立替金	38,823	未払費用	3,162
関係会社短期貸付金	155,000	未払法人税等	710
前払費用	10,906	前受金	8,668
そ の 他 の 金	6,119	預り金	3,006
貸倒引当金	△148,007	そ の 他	11
固定資産	77,391	固定負債	111,587
投資その他の資産	77,391	長期借入金	110,355
投資有価証券	20,191	関係会社事業損失引当金	1,232
関係会社株式	19,510	負債合計	183,520
敷金及び保証金	27,637	(純資産の部)	
長期未収入金	366,497	株主資本	314,746
そ の 他 の 金	829	資本剰余金	268,366
貸倒引当金	△357,275	資本準備金	389,728
		資本準備金	258,366
		その他資本剰余金	131,362
		利益剰余金	△343,348
		その他利益剰余金	△343,348
		繰越利益剰余金	△343,348
		新株予約権	36,339
		純資産合計	351,086
資産合計	534,606	負債・純資産合計	534,606

損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	277,041
売上原価	226,163
売上総利益	50,877
販売費及び一般管理費	250,771
営業外収益	199,893
受取利息	2,287
受取配当金	0
助成金収入	2,700
ポイント収入	474
その他	808
営業外費用	22,729
支払利息	2,665
株式交際の費用	20,064
その他	0
特別利益	216,352
特別損失	78,500
減損損失	44,765
貸倒引当金繰入	124,537
投資有価証券評価損	4,425
関係会社株式評価損	10,200
訴訟関連費用	19,625
関係会社事業損失引当金繰入	1,232
税引前当期純損失	204,785
法人税、住民税及び事業税	342,638
当期純損失	710
当期純損失	343,348

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰 余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	804,463	706,443	426,813	1,133,257	△1,814,544	△1,814,544	123,177
当期変動額							
新株の発行	267,458	267,458		267,458			534,917
資本金の減少	△803,556	△715,536	1,519,092	803,556		-	-
欠損填補		-	△1,814,544	△1,814,544	1,814,544	1,814,544	-
当期純損失 (△)					△343,348	△343,348	△343,348
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)							-
当期変動額合計	△536,097	△448,077	△295,451	△743,529	1,471,196	1,471,196	191,569
当期末残高	268,366	258,366	131,362	389,728	△343,348	△343,348	314,746

	新株予約権	純資産 合計
当期首残高	8,231	131,408
当期変動額		
新株の発行		534,917
資本金の減少		-
欠損填補		-
当期純損失 (△)		△343,348
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	28,108	28,108
当期変動額合計	28,108	219,677
当期末残高	36,339	351,086

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

当社は、過去継続した重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上しており、債務超過の解消を目的として、第10回新株予約権の一部の行使、及び当事業年度に実施された第11回並びに第13回新株予約権の一部の行使により、資金調達を行った結果、当事業年度末において債務超過は解消されています。

しかし、当事業年度においても重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上しております。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しております。

当社では、当該事象または状況を解消するために、①収益力の向上、②資本政策による財務基盤の安定化といった対応策に取り組んでおります。詳細は連結注記表における継続企業の前提に関する注記をご参照ください。

しかしながら、これらの対応策は、今後の経済情勢等により収益が計画通り改善しない可能性があることや、資本政策をご支援いただく利害関係者の皆様のご意向に左右されるものであり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

投資有価証券及び関係会社株式の評価基準および評価方法

移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②関係会社事業損失引当金……………関係会社の事業損失に備えるため、関係会社の財務状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

4. 会計方針の変更

該当事項はありません。

表示方法の変更

(表示方法に関する注記)

表示方法の変更については、連結注記表の(表示方法の変更)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

重要な会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

貸付金	155,000千円
未収入金	2,702千円
立替金	38,711千円

2. 不正行為に関連して発生したものが、次のとおり含まれております。

	当事業年度 (2024年12月31日)
長期未収入金	366,486千円
貸倒引当金	△357,264千円

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 3,712千円

有形固定資産の減損損失累計額については、貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
営業取引以外の取引高 2,184千円
2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
役員報酬	31,637	千円
給料手当	50,790	//
支払手数料	57,249	//
おおよその割合		
販売費		8.0%
一般管理費		92.0//

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。

有価証券に関する注記

子会社株式は、市場価格のない株式であることから、子会社株式の時価を記載しておりません。
なお、市場価格のない株式である子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
子会社株式	5,100	19,510
計	5,100	19,510

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、繰越欠損金、貸倒引当金、減価償却超過額、関係会社株式評価損等です。
繰延税金資産に関しては回収が見込めないものとし、その全額に対して評価性引当額を計上しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(法人)の親会社	(株)玉光堂ホールディングス	—	不動産の転借り	敷金及び保証金の返還	15,169	敷金及び保証金	—
				地代家賃(注)2	8,052	前払費用	—
			—	投資有価証券の取得	20,191	投資有価証券	20,191
主要株主(法人)	(株)玉光堂	被所有10.43%	新株予約権の行使	新株の発行(注)1	80,358	資本金 資本準備金	40,179 40,179
			利用料の支払	利用料	5,218		— (注)4
				利用料	49,129	長期前払費用	— (注)4
主要株主(法人)の兄弟会社	(株)みつとめるへん社	—	—	関係会社株式の取得	20,000	関係会社株式	14,900 (注)5
主要株主(法人)の親会社の兄弟会社	鈴木不動産(株)	—	新株予約権の行使	新株の発行(注)1	9,556	資本金 資本準備金	4,778 4,778

(注)1. 新株予約権を行使したことにより発行した新株の対価として払い込まれたものであります。この条件等は第10回新株予約権発行要領に記載のとおりです。

(注)2. 当社は2024年7月まで、当社本社事務所として(株)玉光堂ホールディングスより不動産の転借りを受けておりました。地代家賃の金額は近隣の類似物件の家賃相場を勘案し合理的に決定しております。

(注)3. 当社は動画及び電子書籍の販売プラットフォームとしての著作権利用料を(株)玉光堂に支払っております。利用料の金額は当該物件の総原価と市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注)4. 当事業年度において、減損損失41,570千円を計上しております。

(注)5. 当事業年度において、関係会社株式評価損5,100千円を計上しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)コンフィ	所有 直接 100.0 %	経営指導 資金援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)1	15,000	関係会社短期 貸付金 (注)2	15,000
				貸付金の回収 (注)1	7,000		
				利息の受取	208	未収入金 (注)2	18
子会社	papaya japan (株)	所有 直接 100.0%	経営指導 資金援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)1	15,000	関係会社短期 貸付金 (注)3	32,000
				貸付金の回収 (注)1	3,000		
				利息の受取	493	未収入金 (注)3	40
子会社	and health(株)	所有 直接 100.0%	経営指導 資金援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)1	22,000	関係会社短期 貸付金 (注)4	102,000
				貸付金の回収 (注)1	20,000		
				利息の受取	1,452	未収入金 (注)4	502
子会社	株)AGILE ENJIN ENTERTAINMENT	所有 直接 51.0%	経費の立替 役員の兼任	資金の貸付 (注)1	6,000	関係会社短期 貸付金 (注)5	6,000
				利息の受取	30	未収入金 (注)5	14

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付による利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

2. 関係会社短期貸付金、未収入金等に対し、貸倒引当金17,745千円を計上しております。また、当

- 連結会計年度において12,433千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
3. 関係会社短期貸付金、未収入金に対し、貸倒引当金31,687千円を計上しております。また、当連結会計年度において19,884千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
 4. 関係会社短期貸付金、未収入金に対し、貸倒引当金70,190千円を計上しております。また、当連結会計年度において48,609千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
 5. 関係会社短期貸付金、未収入金に対し、貸倒引当金28,109千円を計上しております。また、当連結会計年度において28,109千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

3. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(法人)の役員	鈴木 伸也	—	新株予約権の行使	新株の発行(注)1	9,556	資本金 資本準備金	4,778 4,778

(注)1. 新株予約権を行使したことにより発行した新株の対価として払い込まれたものであります。この条件等は第10回新株予約権発行要領に記載のとおりです。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報について、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	11円01銭
1 株当たり当期純損失	△14円22銭

企業結合に関する注記

取得による企業結合

連結注記表の(企業結合に関する注記)に記載しているため、注記を省略しております。

重要な後発事象に関する注記

連結注記表の(重要な後発事象に関する注記)に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
取締役会 御中

KDA監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 佐佐木 敬 昌
業務執行社員

指定社員 公認会計士 濱 村 則 久
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アジャイルメディア・ネットワーク株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アジャイルメディア・ネットワーク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループでは、継続して、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、資金繰り懸念も生じている。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

- 重要な後発事象に関する注記Ⅰ.株式取得による会社等の買収、に記載のとおり、会社は2025年1月20日開催の取締役会において、有限会社社元の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2025年1月20日に株式譲渡契約を締結し、2025年1月30日付で全株式を取得した旨の記載がある。
- 重要な後発事象に関する注記Ⅱ.新株予約権の行使による増資、に記載のとおり、会社は2025年1月1日から同年2月13日までの間に、第13回新株予約権（2024年11月18日発行）の一部について権利行使が行われている旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
取締役会 御中

KDA監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 佐佐木 敬 昌
業務執行社員指定社員 公認会計士 濱 村 則 久
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アジャイルメディア・ネットワーク株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社では、継続して、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

- 重要な後発事象に関する注記Ⅰ.株式取得による会社等の買収、に記載のとおり、会社は2025年1月20日開催の取締役会において、有限会社辻元の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2025年1月20日に株式譲渡契約を締結し、2025年1月30日付で全株式を取得した旨の記載がある。
- 重要な後発事象に関する注記Ⅱ.新株予約権の行使による増資、に記載のとおり、会社は2025年1月1日から同年2月13日までの間に、第13回新株予約権（2024年11月18日発行）の一部について権利行使が行われている旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠した監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 当社ならびに現在清算済みの当社台湾子会社において元取締役による資金流用ならびに不適切な会計処理が判明し、2021年と2022年の二度にわたって第三者委員会による調査が行われた結果、内部管理体制等に改善の必要性が高いと認められ、当社株式は、2022年6月15日付けで、株式会社東京証券取引所より特設注意市場銘柄の指定を受けることとなりました。これらの事実を厳粛に受け止め、コーポレートガバナンス体制を強化することを目的に再発防止に取り組んだ結果、内部管理体制等が改善されており、相応に内部管理体制が構築、運用されていることが認められ、当社の内部管理体制等に問題があると認められないため、当社株式について2023年8月30日付けで特設注意市場銘柄の指定が解除されました。監査等委員会は当該内部管理体制の運用状況について監視及び検証をしてまいります。なお、本事業年度における取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する特に重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、重要な指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている主要株主等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- ⑤ 当社グループは、当連結会計年度まで継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、また資金繰り懸念も生じております。これらにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しており、その解消が喫緊の課題であります。当社は、その課題解消に向け、各施策を通じて業績の回復を図ろうとしており、今後の監査におきましては、引き続き会社によるこれらの取り組みについて監視を行ってまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月28日

アジャイルメディア・ネットワーク株式会社

監査等委員会

監査等委員 瀬川 千鶴 ㊦

監査等委員 吉岡 剛 ㊦

監査等委員 小石 彩萌 ㊦

(注) 監査等委員瀬川千鶴、吉岡剛及び小石彩萌は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件①

(1) 提案の理由

当社及び子会社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものがあります。

(2) 変更の内容

現行定款	変更案
<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットを利用した広告配信代理業 2. インターネットを利用した情報提供サービス業 3. インターネット関連のシステム開発 4. インターネット関連のセミナーおよびイベント事業 5. 出版業 6. インターネットおよびカタログによる通信販売および仲介 7. 通信販売 8. 店舗の運営及び店舗管理の受託並びにそれらのコンサルティング 9. 販売促進活動に関するコンサルティング業務 10. 販売促進活動に関する申込受付、顧客管理等の代行業務 11. 広告の企画および制作ならびに広告代理業務 12. 各種マーケティング業務 13. 情報処理・情報提供サービス 14. コンピュータソフトウェアの開発および販売 15. 書籍、雑誌等の制作、出版、販売 	<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広告代理業務 2. マーケティング業務 3. 情報サービス、システム開発業務 4. イベント事業、イベント運営代行業務 5. 制作、販売含む出版業 6. 通信販売および仲介業 7. 各種コンサルティング業務 8. アウトソーシング業務 9. 各種サービス、事業の代行業務 10. 各種商品の企画、開発、製造、卸売、小売及び輸出入 11. コンタクトレンズの企画、製造、卸売及び小売 12. 自動車、中古自動車及びそれらの部品・付属品の販売及び輸出入 13. 総合輸出入貿易業務 14. タレント、音楽家、音声・映像技術者等の養成及びマネージメント並びにイベントの企画、運営 15. ダンススクール運営事業

現行定款	変更案
<p>16. 各種イベントの運営代行業務</p> <p>17. 株式所有により子会社とすることができる会社の経営管理</p> <p>18. 代金決済システムの導入代行業務</p> <p>19. 衣料品、アパレル製品、雑貨、健康機器等の製造、卸売、小売及び輸出入</p> <p>20. 自動車、中古自動車及びそれらの部品・付属品の販売及び輸出入</p> <p>21. 飲食店の経営、企画及び経営のコンサルティング業務</p> <p>22. タレント、音楽家、音声・映像技術者等の養成及びマネージメント並びにイベントの企画、運営</p> <p>23. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡</p> <p>24. ビジネスプロセスアウトソーシングに関する事業</p> <p>25. 営業代行業</p> <p>26. 人材派遣業及び有料職業紹介業</p> <p>27. 上記に附帯関連する一切の事業</p>	<p>16. コールセンターの運営及び管理並びにそれらの受託業務</p> <p>17. 動画の企画、制作</p> <p>18. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡</p> <p>19. 株式所有により子会社とすることができる会社の経営管理</p> <p>20. 労働者派遣業及び有料職業紹介業</p> <p>21. 不動産の取得、販売、賃貸、管理、仲介並びに調査業務</p> <p>22. 教育人材派遣に関するマネジメントサービス及び労働者派遣事業に関する業務</p> <p>23. M&A 仲介業務及びM&A アドバイザー業務</p> <p>24. 旅行業及び旅行業者代理業</p> <p>25. 美容業</p> <p>26. 通関業</p> <p>27. 古物営業法に基づく古物の販売</p> <p>28. 損害保険代理業、生命保険及び少額短期保険の募集に関する業務</p> <p>29. 幼児教育材（絵本、玩具、屋内外遊具等）の企画並びに製作、販売</p> <p>30. 建築工事、とび土木工事、管工事、塗装工事、内装仕上工事の請負及び斡旋</p> <p>31. 倉庫業</p> <p>32. 酒類販売業</p> <p>33. 有価証券に関する投資及び運用</p> <p>34. 暗号資産に関する投資及び運用</p> <p>35. 上記に附帯関連する一切の事業</p>

第2号議案 定款の一部変更の件②

(1) 提案の理由

将来の事業展開に備えた機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、会社法第113条第3項に基づき、定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えない範囲内で、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める当会社の発行可能株式総数を8千677万7280株から1億1千778万2880株に増加させるものであります。

(2) 変更の内容

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第5条（条文省略）	第1条～第5条（現行通り）
第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>8千677万7280株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>1億1千430万2880株</u> とする。
第7条～第40条（条文省略）	第7条～第40条（現行通り）

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名全員の任期が満了となります。昨年辞任により欠けた1名を追加し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	<p>のぐち あつし 野口 敦司 (1979年11月8日)</p> <p>所有する当社の株式の数 一株</p>	<p>2011年4月 2014年6月 2014年10月 2017年11月 2018年6月 2018年6月 2018年6月 2018年7月 2019年9月 2022年7月 2022年8月 2022年9月 2023年1月 2024年3月 2024年7月</p>	<p>渦潮監査法人 入所 友朋監査法人 入所 株式会社ウィン・コンサルティング 入社 野口公認会計士事務所 所長（現任） 株式会社NB建設 監査役 株式会社NB建設北関東 監査役 株式会社NBインベストメント 監査役 アーバン・スタッフ株式会社 監査役 株式会社シェアードコンサルティング マネージャー 同社 取締役 当社 取締役（監査等委員） 野口敦司税理士事務所 所長（現任） 株式会社コンフィ 監査役 当社 取締役CFO（現任） 株式会社グローリー 取締役（現任）</p>
<p>■取締役候補者とした理由 公認会計士資格を有し、また監査法人での豊富な経験から、財務・会計・内部統制に精通しており、取締役就任以来、CFOとして内部管理体制や取締役会の監督機能の強化に尽力しております。これらの実績を踏まえ、今後もかかる経験・見識を当社の経営、管理部門の強化に活かしていただくため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2 (※)	ふじわら ひろき 藤原 宏樹 (1975年9月16日) 所有する当社の 株式の数 一株	1997年8月 2012年4月 2014年4月 2017年7月 2018年4月 2019年3月 2021年12月 2022年11月 2023年1月 2023年4月 2024年11月	株式会社ネクスト 入社 同社 専務取締役 同社 代表取締役 株式会社メディアリンクス 入社 同社 取締役 株式会社玉光堂 取締役 メモリーテックつくば株式会社 代表取締役 株式会社精美堂 取締役 株式会社みっとめるへん社 取締役 株式会社RedGames 取締役 株式会社玉光堂ホールディングス 取締役
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>事業会社において長年にわたり代表取締役、取締役を歴任し、特に営業部門での豊富な経験を有しております。当社の営業部門の指揮と新規事業の推進にその知見をいかんなく発揮し、当社を主導、けん引していただけるものと考え、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
3 (※)	はやかわ まいこ 早川 麻依子 (1974年6月18日) 所有する当社の 株式の数 一株	2011年10月 2022年1月	株式会社AKS (現 株式会社Vernallossom) 入社 株式会社Orb Promotion 代表取締役 (現任)
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>総合広告代理店や芸能プロダクションでの勤務を通じ、タレントグループの管理や現場同行から広報業務まで、長きにわたり幅広い活躍をされております。昨年設立した株式会社BEBOPはもちろん当社グループ全体において、エンターテインメント業界、マスコミ業界で得た知見を発揮し積極的な事業展開を行っていただけると考え、取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、野口敦司氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。(ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。)野口敦司氏が選任された場合には同様の補償契約を継続する予定であり、藤原宏樹氏及び早川麻依子氏が選任された場合には同様の補償契約を締結する予定であります。
4. 現在当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険契約の内容については以下のとおりです。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、同保険の被保険者の範囲は、当社及びその子会社の取締役(監査等委員である取締役を含む)になります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の職務の執行に起因して提訴された株主代表訴訟、第三者訴訟などにより請求された損害賠償金及び訴訟費用等が、同保険により補償されます。ただし、当該保険契約によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、上記保険契約の補償対象外となっております。

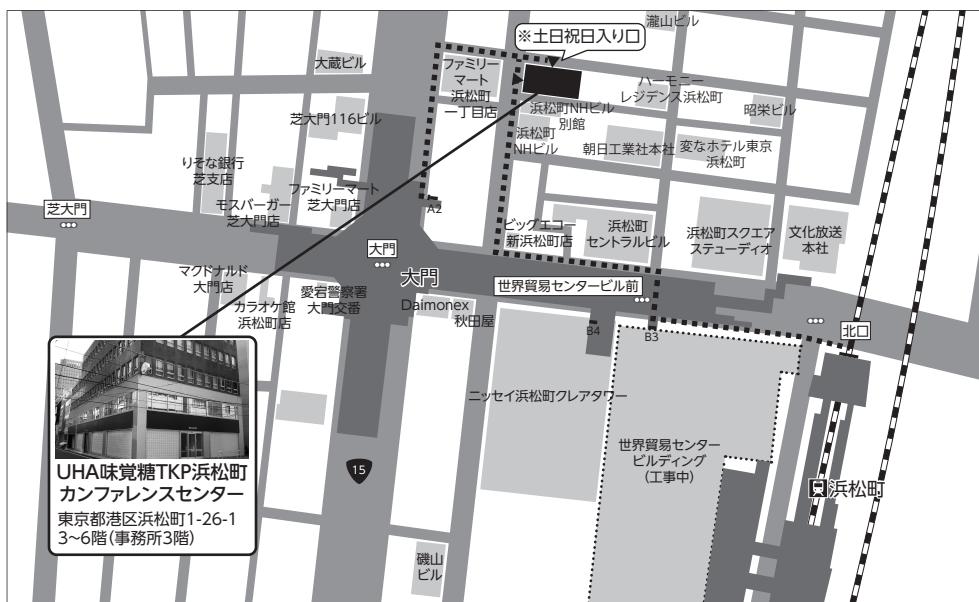
以上

株主総会会場のご案内

会場 味覚糖UHA館TKP浜松町カンファレンスセンター
カンファレンスルーム6A

住所 東京都港区浜松町1-26-1 味覚糖UHA館

<ご案内図>



<アクセス>

JR山手線 浜松町駅 北口 徒歩4分
東京モノレール 浜松町駅 中央口 徒歩5分
都営浅草線 大門(東京都)駅 A2出口 徒歩2分
都営大江戸線 大門(東京都)駅 A2出口 徒歩2分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。